

岐阜県公報

第 二 千 三 百 七 号
平成二十三年十二月十六日
(金曜日)

目 次

告 示

- 池田町の区域内の字の区域変更
(市 町 村 課) 五七五ページ
- 土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定
(環 境 管 理 課) 五六六
- 保安林に指定する予定である旨の通知
(治 山 課) 五七六
- 道路の区域変更
(道 路 維 持 課) 五七八

公 示

- 平成二十二年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要
(市 町 村 課) 五七八
- 平成二十四年歯科技工士国家試験の実施
(医 療 整 備 課) 五七九
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件
(商 業 流 通 課) 五八〇
- 指定管理者の指定
(情 報 産 業 課) 五八一
- 土地改良事業の工事の完了
(農 地 整 備 課) 五八一
- 土地改良事業の施行同意
(同) 五八一
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
(都 市 政 策 課) 五八二
- 各務原都市計画の図書の縦覧
(同) 五八二
- 駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施
(交 通 指 導 課) 五八二

告 示

岐阜県告示第五百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、池田町の区域内の字の区域を変更した旨池田町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
沓井字上村南	粕ヶ原字水神の一部
沓井字赤宮	田中字北栗原の一部

この処分は、平成二十三年十二月十六日から効力を生ずる。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲 示 場

県庁及び池田町役場

二 掲 示 物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲 示 期 間

平成二十三年十二月十六日から

平成二十四年一月六日まで

岐阜県告示第五百九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定する。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域

土岐市下石町字西山三〇四番二の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

砒素及びその化合物並びに鉛及びその化合物

岐阜県告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市大字長滝字金ヶ谷二七の四（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市木知原字三ツ谷一一七九（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三ツ谷一一七九（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町那比字二間手六五〇六の四から六五〇六の八まで、六五〇七の一、六五〇七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町八百津字高橋七九九八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町下佐見字登り尾一四六七（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	高山線	高山市国府町瓜巢字井ノ口九番二地先から同 市同 字同 一番二地先まで	前	二六・三	二六・三	
			後	二六・三	二六・三	

公 示

○平成二十二年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第四項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第三条第三項の規定による県内市町村の平成二十二年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告を取りまとめたので、同条第四項の規定により、その

概要を次のとおり公表する。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

平成22年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率

(単位：%)

市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
岐阜市	—	—	6.3	21.8
大垣市	—	—	5.4	51.0
高山市	—	—	10.7	—
多治見市	—	—	2.8	—
関市	—	—	12.1	20.9
中津川市	—	—	15.2	104.2
美濃市	—	—	13.9	100.4
瑞浪市	—	—	7.1	21.4
羽島市	—	—	14.5	76.0
恵那市	—	—	12.5	71.7
美濃加茂市	—	—	12.7	56.7
土岐市	—	—	10.2	—
各務原市	—	—	2.4	—
可児市	—	—	6.4	—
山県市	—	—	18.5	111.1
瑞穂市	—	—	4.2	—
飛騨市	—	—	15.1	92.2
本巣市	—	—	7.0	14.7
郡上市	—	—	21.1	132.1
下呂市	—	—	12.5	70.2

海 津 市	—	—	11.8	82.5
岐 南 町	—	—	10.3	—
笠 松 町	—	—	7.7	75.6
養 老 町	—	—	7.8	89.8
垂 井 町	—	—	13.3	36.0
関 ヶ 原 町	—	—	14.2	119.7
神 戸 町	—	—	9.4	58.6
輪 之 内 町	—	—	8.0	50.5
安 八 町	—	—	13.9	105.3
揖 斐 川 町	—	—	10.3	8.9
大 野 町	—	—	3.9	—
池 田 町	—	—	12.8	78.2
北 方 町	—	—	12.8	21.6
坂 祝 町	—	—	11.6	—
富 加 町	—	—	13.0	26.0
川 辺 町	—	—	11.3	55.2
七 宗 町	—	—	13.4	18.3
八 百 津 町	—	—	12.1	35.5
白 川 町	—	—	12.3	33.7
東 白 川 村	—	—	15.1	49.7
御 嵩 町	—	—	13.4	87.8
白 川 村	—	—	13.4	—

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合並びに将来負担比率が算出されない場合 (地方債現在高などの将来負担より基金などの充当可能財源が多い場合) は、「—」と表記している。

2 資金不足比率
県内の市町村及び一部事務組合の全公営企業会計において、資金不足額はないため、算出される資金不足比率はない。

○平成二十四年歯科技工士国家試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律 (昭和五十七年法律第一号) 附則第二条の規定により、平成二十四年歯科技工士国家試験を次のとおり実施しますので、歯科技工士法施行規則 (昭和三十年厚生省令第二十三号) 第六条の規定により公告します。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日

- 1 学説試験 平成二十四年二月二十日 (月) 午前九時から午後三時まで
2 実地試験 平成二十四年二月二十一日 (火) 午前九時から午後三時三十分まで

二 試験場所

岐阜市野一色四丁目一一番二号

岐阜県立衛生専門学校

三 試験科目

- 1 学説試験
歯科理工学
歯の解剖学
顎口腔機能学
有床義歯技工学
歯冠修復技工学
矯正歯科技工学
小児歯科技工学
関係法規
2 実地試験
歯科技工実技
四 受験資格

- 次の各号の一に該当する者
1 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者 (平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。)

2 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）

3 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

4 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて提出してください。

1 受験資格を証明する書類

（一）四の1又は2に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者は平成二十四年三月十二日（月）までに卒業証明書を提出してください。）

（二）四の3に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができることを証する書類

（三）四の4に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

2 写真（出願前六か月以内に脱帽で正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載したもの）

六 受験手数料

1 受験手数料は、三万六千円とし、受験手数料の額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください。この場合、収入証紙は消印しないでください。

2 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しません。

七 受験に関する書類の提出期間及び提出場所

平成二十四年一月四日（水）から同月十三日（金）までの間に〒五〇〇―八五七〇 岐阜市荻田南二―一 岐阜県健康福祉部医療整備課に提出してください。ただし、郵送による場合は、同年一月十三日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

八 合格発表

試験の合格者は、平成二十四年三月二十二日（木）午前十時に、岐阜県庁前の掲示板に受験番号を掲示し発表するとともに、本人宛合格証書を交付します。

九 試験結果の提供

平成二十四年歯科技工士国家試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

平成二十四年歯科技工士国家試験の学説試験科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合案内窓口（県庁二階）

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

（一）受験票

（二）運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験願書は、岐阜県健康福祉部医療整備課で交付します。

なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、百二十円分の返信用切手を貼った角二号の返信用封筒を同封して請求してください。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部医療整備課（電話〇五八―二七二―一一一 内線二五二七）に問い合わせてください。

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年十二月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一	届出年月日 平成二十三年十二月六日
二	届出者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機
三	建物の名称及び所在地 テックランド中津川店
四	中津川市茄子川字堤下二〇七六番一〇二 外 大規模小売店舗の新設日 平成二十四年八月七日
五	店舗面積 一、九七九平方メートル
六	駐車場の収容台数 八一台
七	荷さばき施設の面積 六四・〇九平方メートル
〇指定管理者の指定	
ソフトピアジャパンセンターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、ソフトピアジャパンセンター条例（平成七年岐阜県条例第四十六号）第十七条の規定により公示する。	
平成二十三年十二月十六日	
岐阜県知事 古 田 肇	
一	指定管理者となる団体 伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ 構成員 東京都中央区日本橋本町二丁目七番一号 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社 大阪府大阪市中央区淡路町三丁目六番一三号 株式会社コングレ

羽島市正木町須賀五四四番地の一七 カワボウテキスチャード株式会社 大垣市丸の内一丁目一八番地 グレートインフォメーションネットワーク株式会社 二 指定の期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで		
〇土地改良事業の工事の完了		
次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。		
平成二十三年十二月十六日		
岐阜県知事 古 田 肇		
事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域農村活性化 総合整備事業	恵 北 地 区 （本郷工区、馬場工区及び 見佐島工区）	平成一八・一二・一四
〇土地改良事業の施行同意		
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）附則第三十三条の規定によりなお従前の例によることとされる土地改良事業の開始について、同法第五十九条の規定による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の同意をしたので、同法第九十六条の二第七項の規定により次のとおり公示する。		
平成二十三年十二月十六日		
岐阜県知事 古 田 肇		

施 行 者 名	施行に係る地区名	同 意 年 月 日
下 呂 市 田 ノ 野 地 区	平成三・一二・一六	

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
揖斐郡池田町

二 調査を行った地域
岐阜県揖斐郡池田町大字杓井の一部（杓井）

三 調査を行った期間
平成二十年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県揖斐郡池田町（大字杓井の一部）の地籍図
岐阜県揖斐郡池田町（大字杓井の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十三年十二月十六日

○各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画地区計画 各務原南地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

○駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第五十一条の十三第一項第一号イの規定による駐車監視員資格者講習及び同号ロの規定による駐車監視員資格同等認定審査を次のとおり実施します。

平成二十三年十二月十六日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

一 駐車監視員資格者講習

1 講習の期日及び時間

(一) 第一日

平成二十四年二月六日（月）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(二) 第二日

平成二十四年二月七日（火）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(三) 第三日（修了審査）

平成二十四年二月十四日（火）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

審査時間 午前九時から午前十時まで

2 講習の場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

- 3 受講定員
三十人
- 4 受講申込受付期間
平成二十四年一月十日（火）から一月二十日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 5 受講申込先
岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課
- 6 提出書類等
 - (一) 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）
 - (二) 受講申込書に貼付する写真一枚（受講申込み前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）
 - (三) 収入証紙納付書
- 7 講習手数料
一九、〇〇〇円（岐阜県収入証紙により納入）
- 8 受講申込方法
 - (一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて受講申込書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。
 - (二) 受講申込書に写真を貼付してください。
 - (三) 収入証紙納付書に一九、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください（消印しないこと。）。
 - (四) 受講申込書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、一五の受講申込先に受講者本人が直接持参して申し込んでください。
 - (五) 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書）を提示してください。
- 9 その他
 - (一) 郵便又は信書便による申込みは、受け付けません。
 - (二) 一旦納入した講習手数料は、還付しません。
 - (三) 受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。
 - (四) 講習及び修了考査ともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参してください。また修了考査日には、印鑑（認印）を持参してください。

- 二 駐車監視員資格同等認定審査
 - 1 認定考査の期日及び時間
平成二十四年二月十四日（火）
受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで
考査時間 午前九時から午前十時まで
 - 2 認定考査の場所
岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室
 - 3 認定考査受検資格
次のいずれかに該当する者であること。
(一) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者
(二) 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して五年以上である者
 - (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者
 - 4 申請受付期間
平成二十四年一月十日（火）から一月二十日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで
 - 5 申請先
岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課
 - 6 提出書類等
 - (一) 認定申請書
 - (二) 認定申請書に貼付する写真一枚（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）
 - (三) 二三のいずれかに該当することを証する書面
 - (四) 収入証紙納付書
 - 7 認定手数料
四、五〇〇円（岐阜県収入証紙により納入）
 - 8 申請方法

- (一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて認定申請書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。
- (二) 認定申請書に写真を貼付してください。
- (三) 収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください（消印しないこと）。
- (四) 認定申請書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、二五の申請先に申請者本人が直接持参して申請してください。
- (五) 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書）を提示してください。
- 9 その他

- (一) 郵便又は信書便による申請は、受け付けません。
- (二) 一旦納入した認定手数料は、還付しません。
- (三) 認定審査には、駐車監視員資格者認定審査受検票、筆記用具及び印鑑（認印）を持参してください。
- (四) 認定審査に合格した者に対して認定書を交付します。

三 注意事項

- 1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、別途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。
- 2 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
- 3 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはできません。

四 講習及び審査に関する問合せ先

岐阜県警察本部交通部交通指導課
電話〇五八―二七一―二四二四 内線五一二五

平成二十三年十二月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一―

ブイ・アール・テクノセンター